



# Energia

2026年11月1日実施

低圧高負荷契約（選択約款）

中国電力株式会社



## I 本 則

### 1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

### 2 選択約款の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この選択約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (4) 当社は、この選択約款を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客様にお知らせいたします。この場合、お客様が希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

### 3 適用範囲

原則として、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。
- (2) 7（契約電力）に定める契約電力が30キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること。ただし、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用す

ることがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (3) この選択約款実施の際現に選択約款の低圧高負荷契約（2025年4月1日実施。）の適用を受けていること。

#### 4 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、2 供給電気方式、2 引込みおよび2 計量をもって電気を供給いたします。ただし、技術上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。

#### 5 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金または工事費の全額を支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

#### 6 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

#### 7 契約電力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

##### (1) 電灯または小型機器の基準電力

- イ 電灯または小型機器の基準電力は、原則として電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の従量電灯Bの契約容量決定方法に準じて定めます。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。
- ロ 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は、イにかかわらず、基準電力は、原則

として、次の（イ）によってえた値に0.4を乗じてえた値が（ロ）によってえた値以上となる場合は、（イ）によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

（イ）によってえた値＋（ロ）によってえた値×0.1

（イ） 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯Bの契約容量決定方法に準じてえた値

（ロ） 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

なお、（イ）および（ロ）によってえた値は、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

## （2） 動力の基準電力

動力の基準電力は、供給約款の低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

## 8 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

### （1） 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

### （2） その他季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

## 9 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバー

サルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,620円64銭 |
|---------------|-----------|

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

|            | 夏季料金   | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 31円33銭 | 30円00銭 |

## 10 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間(以下「計量期間等」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

## 11 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25(使用電力量の算定)に準ずるものといたします。

なお、料金の算定期間における使用電力量は、(2)および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量(乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するもの)といたします。)を合計した値といたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(3)の場合を除き、取付けおよび取外しした計量器ごとに(1)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客

さまと当社との協議によって定めます。

- (4) 当社は、(1) で計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

## 12 契約期間

- (1) 契約期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

## 13 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合
  - ハ 10（料金の算定期間）の場合で計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

## 14 供給の停止等

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
  - ハ 供給約款34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - ニ お客さまがその他この選択約款に反した場合
- (3) 当社は、(1)または(2)にともなう料金の減額は行ないません。

## 15 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、インターネット、電話、口頭等により当社に通知していただきます。
- 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。
- (2) 需給契約は、16（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
  - ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

## 16 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。
- なお、この場合には、あらかじめ解約日をお知らせいたします。
- ただし、解約後、解約日当日中にお客さまがその理由となった事実を解消のうえ、解約日以降も同一の条件で需給契約を希望される場合は、解約前の契約が継続するものとみなします。
- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
  - ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
  - ハ この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この選択約款から生

- ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (2) 14(供給の停止等)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社もしくは当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合またはお客さまがその他この選択約款に反した場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。
- なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまが、15(需給契約の廃止)(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

#### 17 需給契約に係る個人情報の第三者提供

この選択約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を当社以外の小売電気事業者等へ提供することがあります。

#### 18 その他

- (1) 供給約款27(日割計算)に定める事項については、供給約款の低圧電力に準ずるものといたします。
- なお、供給約款別表7(日割計算の基本算式)における検針期間は、計量期間等と読み替えるものといたします。
- (2) この選択約款の適用を受けるお客さまは、この選択約款と供給約款の臨時電灯のうち1契約種別、臨時電力、農事用電力とをあわせて契約する場合を除き、1需要場所において、この選択約款とこの選択約款以外の契約種別とをあわせて契約することはできません。
- (3) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、供給約款Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。この場合、当社は、変更前は、変更しようとする内容、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。
- (4) その他の事項については、供給約款の従量電灯Bまたは低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

- (5) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

## Ⅱ 実 施 細 目

### 1 適用範囲

本則 7（契約電力）（1）の電灯または小型機器の基準電力もしくは本則 7（契約電力）（2）の動力の基準電力が、50キロワット以上となる場合は、この選択約款を適用いたしません。

### 2 契約電力

- (1) お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が供給約款16（従量電灯）（1）イ（イ）に該当する場合には、その最大需要容量にもとづき本則 7（契約電力）（1）イの値を定めます。

なお、最大需要容量は、従量電灯Aに準じてえた値といたします。

- (2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が供給約款16（従量電灯）（1）イ（イ）に該当するときには、本則 7（契約電力）（1）ロ（イ）の値は、その最大需要容量にもとづき（1）に準じて定めます。

### 3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、別表 1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表 1（夜間蓄熱式機器）（1）の「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

### 4 そ の 他

お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、供給約款の従量電灯および低圧電力として、供給約款 45（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の

精算) に準じて料金および工事費の精算を行ないます。

## 附 則

### 1 実施期日

この選択約款は、2026年11月 1 日から実施いたします。

## 別 表

### 1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間（毎日午後11時から翌日午前8時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。
- (2) (1) の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

### 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出いただいたときは、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む

計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 3 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間                                                | 燃料費調整単価適用期間         |
|-----------------------------------------------------------|---------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間                                        | その年の6月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間                                        | その年の7月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間                                        | その年の8月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間                                        | その年の9月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間                                        | その年の10月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間                                        | その年の11月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間                                        | その年の12月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間                                       | 翌年の1月分の料金に係る計量期間等   |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間                                       | 翌年の2月分の料金に係る計量期間等   |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間                                      | 翌年の3月分の料金に係る計量期間等   |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間                                    | 翌年の4月分の料金に係る計量期間等   |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間<br>(翌年が閏年となる場合は、<br>翌年の2月29日までの期間) | 翌年の5月分の料金に係る計量期間等   |

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

|            |       |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 21銭2厘 |
|------------|-------|

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1) ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (119,000\text{円} - 79,300\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 離島平均燃料価格算定期間                                                             | 離島ユニバーサルサービス調整単価<br>適用期間 |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日<br>までの期間                                           | その年の 6 月分の料金に係る計量期間等     |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日<br>までの期間                                           | その年の 7 月分の料金に係る計量期間等     |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日<br>までの期間                                           | その年の 8 月分の料金に係る計量期間等     |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日<br>までの期間                                           | その年の 9 月分の料金に係る計量期間等     |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日<br>までの期間                                           | その年の 10 月分の料金に係る計量期間等    |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日<br>までの期間                                           | その年の 11 月分の料金に係る計量期間等    |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日<br>までの期間                                           | その年の 12 月分の料金に係る計量期間等    |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日<br>までの期間                                          | 翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等      |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日<br>までの期間                                          | 翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等      |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日<br>までの期間                                         | 翌年の 3 月分の料金に係る計量期間等      |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の<br>1 月 31 日までの期間                                        | 翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等      |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の<br>2 月 28 日までの期間<br>(翌年が閏年となる場合は、<br>翌年の 2 月 29 日までの期間) | 翌年の 5 月分の料金に係る計量期間等      |

## ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次

のとおりいたします。

|             |    |
|-------------|----|
| 1 キロワット時につき | 1厘 |
|-------------|----|

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。





